

すこやか 子育て支援事業



児童家庭課
☎(866)2094

保育所や幼稚園の保育料を助成する制度です。所得制限があり、お子さんの福祉医療受給者証の「対象区分及び負担者番号」の上2ケタが「73」「74」「75」「76」のかたが対象です。
※幼稚園の保育料助成は各園を通じてお知らせしています。



所得制限は
ここを
チェック!

福祉医療受給者証の「対象区分及び負担者番号」

更新前 (有効期限 H21.7.31)	更新後 (有効期限 H22.7.31)	保育料助成	手続き
73、74、75、76	73、74、75、76	8月分以降も該当	更新
73、74、75、76	80	7月分まで該当	不要
80	73、74、75、76	8月分から該当	新規
80	80	該当しません	不要

更新

現在、助成を受けているかた

認可保育所に入所しているかたに、保育所を通じて7月中旬に申請書をお送りしています。指定している期日までに、入所している保育所へ申請書をお送りしてください。

認可外保育施設、へき地保育所のかたには、8月に各施設を通じて申請書をお送りします。

新規

福祉医療費受給者証の更新により、新たに対象になったかた

認可保育所に入所しているかたは、申請書を入所している保育所へ提出してください。

認可外保育施設、へき地保育所のかたには、8月に各施設を通じて申請書をお送りします。

8月から0歳児も対象に

8月から、一般家庭の保育料助成制度が変わります。新たに0歳児を対象にしたほか、所得税の状況により助成割合が変わります(右下表参照)。平成21年4月2日以降生まれのお子さんがいるかたは、新規の手続きをしてください。

*ひとり親家庭の保育料助成制度は下表のとおりです。

ひとり親家庭の保育料助成制度

対象児童(所得制限あり)	助成内容(4月から)
0歳児 平成21年4月1日以降生まれ	所得税が1,500円未満の世帯は2分の1を助成 ※就業証明書が必要
平成21年4月2日以降生まれ	所得税の課税・非課税に関わらず2分の1を助成
1歳〜就学前 平成17年4月2日以降生まれ	所得税の課税・非課税に関わらず2分の1を助成
平成17年4月1日以降生まれ	4分の1を助成
平成18年4月1日以降生まれの第3子以降	全額助成
平成19年4月1日以降生まれ	所得税が1,500円未満の世帯は10分の7を助成 ※就業証明書が必要

注1)所得制限はこれまでと同じです

注2)平成21年4月1日以降生まれで、所得税が1,500円以上の世帯は、1歳の誕生日から助成の対象になります

一般家庭の保育料助成制度の改正内容

対象児童(所得制限あり)	7月まで	8月から
0歳児 平成21年4月2日以降生まれ	助成なし	所得税非課税世帯は2分の1を助成 所得税課税世帯は4分の1を助成 ※源泉徴収票などの提出が必要な場合があります
1歳〜就学前 平成17年4月2日以降生まれ	2分の1を助成	所得税非課税世帯は2分の1を助成 所得税課税世帯は4分の1を助成
平成17年4月1日以降生まれ	4分の1を助成(変更なし)	
平成18年4月1日以降生まれの第3子以降	全額助成(変更なし)	

注1)所得制限はこれまでと同じです

注2)平成20年8月1日～平成21年4月1日の間に生まれたお子さんは、1歳の誕生日から助成になりますので、誕生日の前月まで新規の手続きをしてください

母子家庭の
お母さんに

児童扶養手当

18歳までのお子さん(18歳になってから最初の3月31日まで)や障害等級1級〜2級程度の20歳未満のお子さんがある、母子家庭のお母さん(お母さんに代わりお子さんを養育している、お父さん以外のかたを含む)は、児童扶養手当を受けることができます。

全額支給の場合、1人目のお子さんは、月額4万720円、2人目以降は加算があります。児童家庭課☎(866)2094

※国民年金や厚生年金などの公的年金(老齢福祉年金を除く)を受けられるかたは対象になりません。

※申請者や同居している扶養義務者の所得が一定額以上ある場合は、手当が減額されたり、支給されなかったりします。

8月は現況届の月です

現在手当を受給しているかたへお知らせを7月下旬にお送りします。現況届は8月中に提出してください。現況届を提出しないと、8月分以降の手当を受給できません。

こんな時も届け出を

受給者が母の場合、手当の支給開始月から5年、または離婚などの支給要件に該当するに至った月から7年のどちらか早い方が経過したときは、一定の率で手当が減額されます。対象者には事前に通知しますので、「一部支給停止適用除外事由届出書」を期限内に提出してください。

また、受給者が公的年金の給付を受けたときや婚姻した(事実上の婚姻・内縁関係を含む)ときは、支給資格がなくなりますので、すぐに届け出をしてください。